

「働き方改革関連法」 ハンドブック



東京都産業労働局

はじめに

平成30年6月、「働き方改革関連法」が成立し、平成31年4月から順次、改正法が施行されています。

「働き方改革関連法」は、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などの総合的な対策を講じるものです。そのため、労働基準法をはじめとするそれぞれ目的の異なる既存の複数の法律を一括して改正するという近年最大ともいえる大規模な法改正となっています。

それゆえに、この法改正の内容を理解することは、やや難しくなっているともいえるでしょう。

そこで、東京都では、労使の皆様にも「働き方改革関連法」の全体像を理解していただくため、本冊子を作成しました。

本冊子を是非ともご活用いただき、それぞれの職場での「働き方改革」の推進に向け、労使間の話し合いを進めていただければ幸いです。

令和2年9月

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課